

特集

犬と人との暮らし



環境衛生課生活環境係

☎ 0943-32-1138

現在広川町に登録されている犬の数は、約900頭（令和2年2月）。約9世帯に1匹の犬が暮らしていることとなります。町内での登録数は年々減少傾向にあるものの、全国におけるペット関連費はこの十数年で1・5倍に増加（総務省の家庭調査より）。犬や猫は「ペット」ではなく「コンパニオンアニマル」（家族の一員として生活を共にする動物）とも呼ばれるようになりました。

犬を含め、ペットと人の距離が近くなってきたこの頃。今月号の特集では、犬との生活で気をつけたいマナーや、飼う上で必要となる手続きなどをご紹介します。

「命」に責任を

犬との暮らしは私たちに癒やしや安らぎを与えてくれます。しかし犬は、人間に癒やしや安らぎを与える「道具」ではありません。一つの「命」であることを認識し、生涯に責任をもつ必要があります。

飼えなくなった犬を捨てることは犯罪です。「思ったように言うことをきかないか

こんなとき
どうしたら？

町の犬のこと
もっと知りたい！

Q & A

Q：飼い犬が人をかんでしまいました。どうしたら良いのでしょうか……？

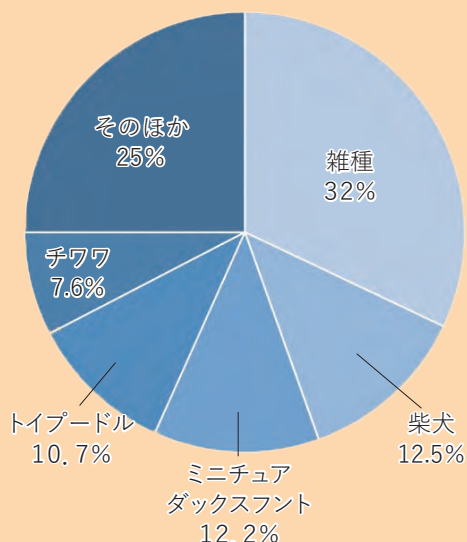
A：まずはかまれた人の応急手当をし、病院へ行きましょう。24時間以内に南筑後保健福祉環境事務所（☎0944-72-2163）へ事故発生を連絡し、48時間以内に獣医師から飼い犬の狂犬病鑑定を受けてください。

Q：飼い犬が迷子になったときどこに連絡したらいい？

A：広川町役場環境衛生課（☎0943-32-1138）、近隣の市役所や警察署、南筑後保健福祉環境事務所（☎0944-72-2163）などへご連絡ください。上記の場所で保護されている可能性があります。連絡の際は、飼い主の名前や犬の特徴、迷子になったときの状況などをお伝えください。

Q：広川町ではどんな犬が暮らしているの？

A：広川町では約60種類の犬が登録されています。令和2年2月現在、多く飼われているのは雑種、柴犬、ミニチュアダックスフント、トイプードル、チワワなどです。



飼い主のマナー

改めて
気をつけよう！

排泄したら必ず後始末をする

トイレは散歩前にするようにしつけましょう。散歩中にしてしまったフンは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで持参した水で洗い流してください。自宅敷地内で排泄した場合も、周囲へ臭いをさせないよう気をつけましょう。

マナー啓発看板を配布しています
犬のフンで困っている人のために
マナー啓発看板を無料で配布しています。必要な人は環境衛生課生活環境係にお越しください。



散歩のときはリードを着ける

「十分にしつけられているから」「ストレスなく過ごせるから」と、リードを着けずに散歩をしている人がいるかもしれませんが、しかし、どんなにしつけられた犬であっても、何かの拍子（大きな音など）に予想外の行動をとったり、犬が苦手な人に恐怖を与えてしまったりする場合があります。公共の場所ではリードを短く持ち、確実に犬を制御できる人が散歩させましょう。

吠えの原因を考える

「吠え」は犬にとってごく当たり前の行為。しかし大きな吠え声は、近隣住民の迷惑になることも多くあります。

犬が頻繁に吠えるのには必ず原因があります。例えば自分の要求を満たしてもらおうため、アピールとして吠えるもの。「食べたい」「遊びたい」などの要求があるのに飼い主が相手にしてくれないと、犬は吠えて自分の気持ちを伝えようとします。吠えやんでからごはんと与えるなど、吠えても要求は通らないと理解させることが大切です。

そのほか「ケガや病気がある」「周囲を警戒している」などの原因が考えられます。原因を調べ、それに合った対策をとりましょう。根気よく訓練することで改善できる場合があります。訓練が難しいときは、しつけ教室やトレーナーなどをご利用ください。

「飽きたから」などの理由で、飼育を途中で放棄することはできません。自身の収入の減少や引越、病気、高齢化、家族の介護など、将来家庭環境が変わることも考えられます。飼う前にはこれらを想定し、自分が飼えなくなったとき、代わりにおくれる人を見つけ、犬の一生は約15年。人間よりはるかに短い「生きる時間」は、すべて飼い主に託されています。犬をすでに飼っている人も、「命」と暮らす責任を忘れないでおきましょう。

知ってますか？ 飼い主の義務

犬の登録と 狂犬病予防注射

犬の飼い主には、次の3つを守る必要があります。飼い主であれば知っておきたい「義務」を確認しましょう。

① 町に登録する

生後90日以上飼育する犬は、生涯に一度、居住する市区町村に登録する必要があります。登録している犬が亡くなったり、飼い主や住所が変わったりしたときは、登録の変更・抹消手続きが必要です。環境衛生課生活環境係へお越しください。手続きをしないと、予防注射の案内が届かないことがあります。

▼登録方法 登録申請書に飼い犬の名前や性別、種類、毛色、生年月日などを記入し、環境衛生課生活環境係へご提出ください。
▼登録料 3,000円

※申請書は環境衛生課生活環境係や町ホームページで配布しています。

※他の市区町村から広川町へ転入した人は、前住所地の鑑札を持参すると無料

② 狂犬病予防注射を受けさせる

飼い主は、年に1回飼育する犬に狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。集団予防注射の会場やかかりつけの病院で受診し、犬や飼い主、家族、近隣への感染を防ぎましょう。

▼狂犬病とは 一旦発症すると、人、動物共にほぼ100パーセント死に至る危険な感染症です。狂犬病にかかった動物（犬やコウモリなど）にかまれることで感染し、有効な治療はありません。

昭和25年に狂犬病予防法が制定される前、国内では多くの犬が狂犬病で亡くなっていました。法律が制定され、犬の登録やワクチン注射が徹底されたことで、現在、国内で狂犬病の発生はありません。

一方、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域では、いまだに狂犬病が発生しています。2006年には、フィリピンで犬にかまれた日本人2人が、帰国後狂犬病を発症して亡くなっています。

4～5月 狂犬病集団予防注射

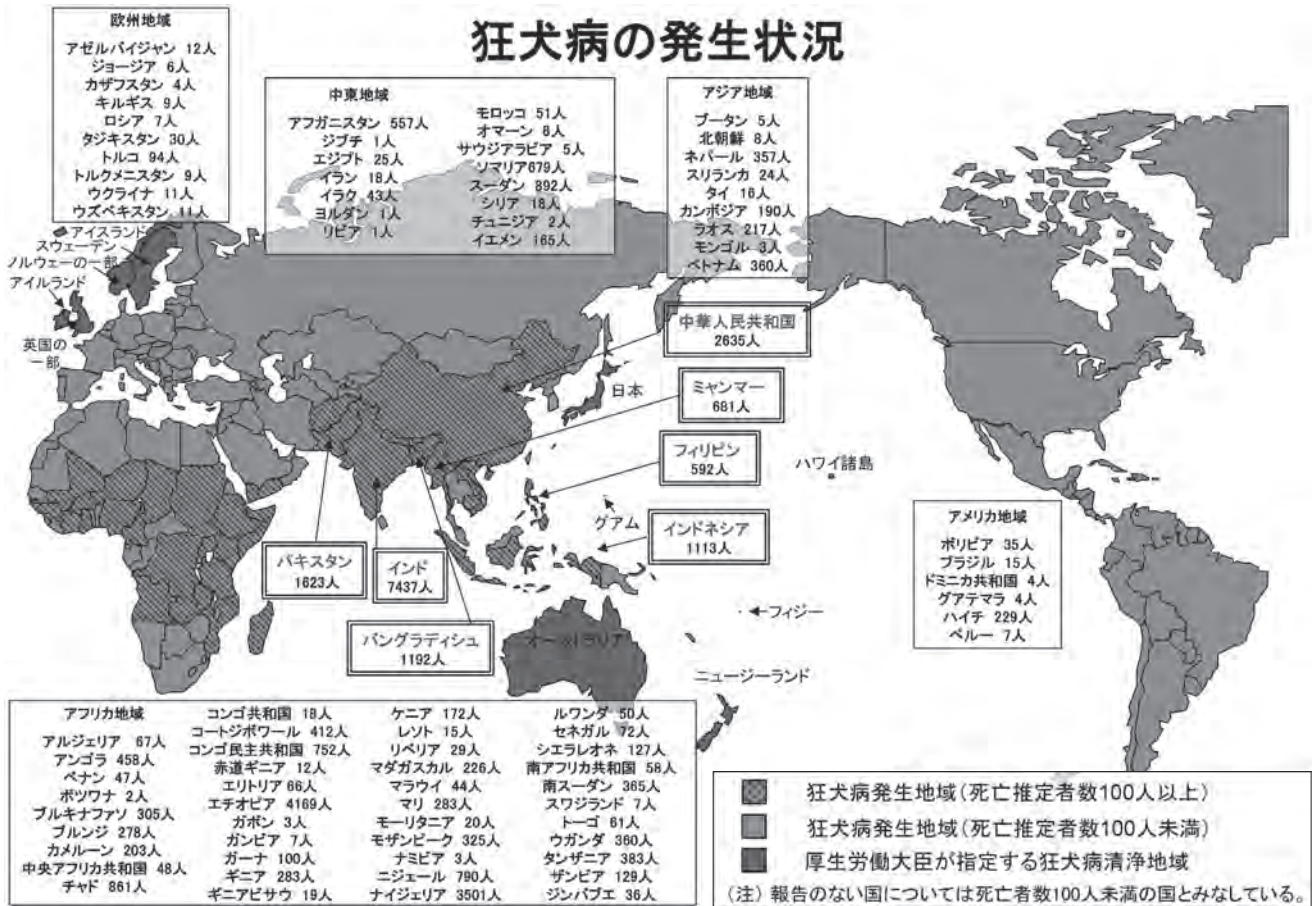
期日	時間	会場
4/14 (火)	10:00～10:20	藤田公民館
	10:40～11:20	古墳公園資料館 東側駐車場
	13:00～14:00	武徳館前
	14:20～15:00	久泉公民館
4/15 (水)	13:00～13:50	産業展示会館
	14:10～14:30	長延公民館
4/19 (日)	14:40～15:20	上広川選果場
	9:30～11:30	役場庁舎前駐車場
5/12 (火)	13:00～13:30	古墳公園資料館 東側駐車場
	13:50～14:20	産業展示会館
	14:40～15:10	上広川選果場

毎年4～5月、広川町では狂犬病予防注射の集団接種を行っています。

▶手数料 3,150円

会場では犬の登録も受け付けています。注射と同時に登録する場合は6,150円（注射手数料3,150円＋登録料3,000円）をお持ちください。

狂犬病の発生状況



出典：厚生労働省健康局結核感染症課（2016年6月28日作成）

3 鑑札と注射済票を装着する

「①登録」が完了すると、「鑑札」が交付されます。鑑札は登録済みであることを証明するもので、首輪などに着けておくと、犬が迷子になったときも、飼い主をすぐに確認することができます。

また、「②狂犬病予防注射」を受けると、「狂犬病注射済票」が交付されます。鑑札同様、首輪などに着けておきましょう。

※かかりつけ病院で注射を受けた場合、後日環境衛生課生活環境係で注射済票を交付します(手数料550円)。

※注射済票は毎年度新しいものに変ります。



鑑札の装着方法

鑑札は直接首輪に縫い付けたり、リボンを使ったりするなど、さまざまな装着方法があります。ここでは結束バンド(幅2.5ミリメートル)を使った例をご紹介します。

※結束バンドは状況により劣化します。定期的に状態をご確認ください。

